

高等教育の修学支援新制度

授業料等減免と日本学生支援機構の給付奨学金

高等教育の 修学支援新制度とは

経済的な理由で進学を諦めないよう、2020年4月にスタートした国の新しい修学支援制度です。この制度は、主に「給付奨学金の支給」、「授業料等減免」からなっており、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生が対象です。

返還不要「給付型奨学金」

「授業料等減免」

仙台デザイン&テクノロジー専門学校は、修学支援新制度の対象校です。



■ 申込資格

次の(1)または(2)のいずれかに該当する方

(1)2023年3月に高等学校等(本科)を卒業予定の人

(2)高等学校等(本科)を^{*}卒業後2年以内の人

※高卒認定試験合格(見込)者も対象となる場合があります。詳細は、日本学生支援機構のHPでご確認下さい。

※原則日本国籍を有する者。外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

※過去に同法律に基づく就学支援新制度を受けたことがある人を除きます。

※卒業後2年以内とは高等学校等で初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から専門学校等へ入学した日までの期間が2年を経過していない場合を指します。

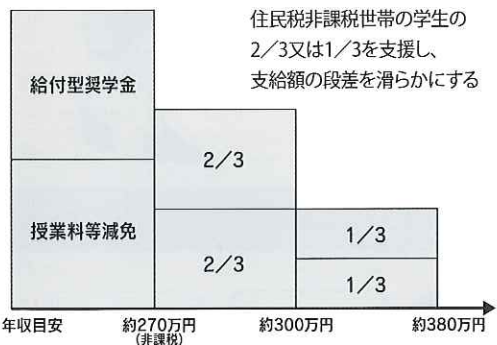
■ 認定基準(家計基準・学力基準)

※授業料等減免と給付型奨学金支給の支援対象者の認定基準は同一となります。

※認定基準の審査は独立行政法人日本学生支援機構が行います。

① 家計の経済状況に関する基準

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。
基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

原則、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生が対象

◆日本学生支援機構規定の収入基準(所得要件・資産要件)を参照

原則、あなたと生計維持者(父母等)のマイナンバーにより取得した情報を基に審査が行われます。

◆審査の結果、世帯の所得金額に基づく区分(第I区分~第III区分)

によって授業料等の減免額と毎月の給付奨学金の支給額が決まります(裏面参照)

日本学生支援機構が提供しているWEBサイトで、どのくらいの支援が受けられるのか大まかに調べることができます。

「進学資金シミュレーター」

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



② 学業成績・学習意欲に関する基準

次の(1)~(3)のいずれかに該当する方

(1)高等学校等における評定基準値が、3.5以上であること

(2)高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

(3)将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、
学修計画書等により確認できること

※採用された場合も、進学後の学業成績などによっては、支援が打ち切りになることがあります。

支援を受けるには、
進学後もしっかりと授業
へ出席し勉強することが
求められます。



学校法人 滋慶学園

仙台デザイン&テクノロジー専門学校

0120-482-134 [HP] <https://www.sca.ac.jp>



■ 支援金額 ※2023年度入学者の場合

支援を受けられる金額は、世帯の所得金額に基づく区分(第I区分～第III区分)のほかに、進学先の学校の種類・通学形態(自宅通学・自宅外通学)によって異なります。

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置
- 返済は不要です

給付型奨学金の給付額

(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の区分による)

		自宅通学	自宅外通学 ^{※2}
第I区分 標準額支援世帯	月額	38,300円 ※1(42,500円)	75,800円
	年計	459,600円 ※1(510,000円)	909,600円
第II区分 2/3支援世帯	月額	25,600円 ※1(28,400円)	50,600円
	年計	307,200円 ※1(340,800円)	607,200円
第III区分 1/3支援世帯	月額	12,800円 ※1(14,200円)	25,300円
	年計	153,600円 ※1(170,400円)	303,600円



授業料等減免

- 各専門学校等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

■本校の場合

授業料等減免の上限額(年間予定)

(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の区分による)
※年度途中の支援区分の改定により年額は変更となる場合があります。

	入学金	授業料	合計
第I区分 標準額支援世帯	100,000円	590,000円	690,000円
第II区分 2/3支援世帯	66,700円	393,400円	460,100円
第III区分 1/3支援世帯	33,400円	196,700円	230,100円

(※1)生活保護世帯の人及び進学後も児童養護施設などから通学する人は、上表のカッコ内の金額となる場合があります。

(※2)自宅外通学と認められるにはいくつかの条件があります。(実家から学校までの距離や通学時間等)詳しくはお問合わせください。

(※3)収入の見直しにより、給付・減免金額は変更となる場合があります。

(※4)2021年12月現在の内容の為、変更となる場合がございます。

		給付奨学金(年計) ^{※3}	授業料等減免 ^{※3}	計
第I区分 標準額支援世帯	自宅通学	459,600円 ※1(510,000円)	690,000円	1,149,600円 ※1(1,200,000円)
	自宅外通学 ^{※2}	909,600円		1,599,600円
第II区分 2/3支援世帯	自宅通学	307,200円 ※1(340,800円)	460,100円	767,300円 ※1(800,900円)
	自宅外通学 ^{※2}	607,200円		1,067,300円
第III区分 1/3支援世帯	自宅通学	153,600円 ※1(170,400円)	230,100円	383,700円 ※1(400,500円)
	自宅外通学 ^{※2}	303,600円		533,700円



手続きの流れ ※目安の時期となります

